

## 基金の債券運用について

### 1 目的

市が保有する基金については、これまで主に定期預金として運用・管理していたものの、定期預金の利率は低水準にとどまっていた。

令和6年3月に日本銀行が「マイナス金利政策」を解除し17年ぶりの利上げがあった。本市としては、持続可能な財政運営の強化を目指し新たな歳入の確保にも積極的に取り組む必要があることから、国債や地方債等の公共債（債券）の金利動向を見ながら、基金の一部について債券による運用を行い、行政改革の一環として新たな財源を確保し市政運営に活用する。

### 2 債券運用指針の策定

運用に際しては、安全性の重視や、債券の種類と運用方法など債券運用に必要な事項について「気仙沼市各種基金に係る債券運用指針」を定めた（p3・4に掲載）。

### 3 基金運用会議の設置

債券運用指針に基づき、毎年度当該年度の運用額などの運用方針を決定し、運用方法の調査検討・決定及び運用効果の検証を行うため、基金運用会議を設置する。

その会議は、副市長、総務部長、総務課長、財政課長、財政課長補佐、会計課長で構成し、副市長が会長を務める。基金に係る債券運用方針策定の際は運用する基金所管課長を加える。

（1）当該年度債券運用方針を決定する。

- ・運用対象基金
- ・当該年度の債券運用額
- ・運用対象債券の期間や種類

（2）債券購入にあたっては、以下の流れで基金運用会議において決定する。

- ①会計管理者が電話やFAX、メールで金融機関等と情報交換し、債券発行情報を把握する。
- ②債券購入前に、債券発行情報をもとに基金運用会議を開催し、債券銘柄や購入金額等を決定する。

### 4 経緯及び今後のスケジュール

令和6年9月30日	債券運用指針の策定
12月18日	基金運用会議において令和6年度債券運用方針決定
12月20日	基金運用会議において購入する債券決定
令和7年1月	債券を購入

## 5 参考

### (1) 令和6年度における基金債券運用について

#### ①運用対象基金 市営住宅基金

各基金の設置目的を達成するための今後の財源充当金額見込や取り崩し頻度などを勘案した結果、債券運用の対象とする基金を市営住宅基金とした。

#### ②債券運用枠 20億円

債券運用初年度であり、年度の後半を過ぎ購入できる債券が限られるため、運用枠を少なく設定した。

#### ③金額及び運用期間

10億円：おおむね3年から5年間の残存期間のある公共債

10億円：おおむね5年から10年間の残存期間のある公共債

#### ④購入する債券

##### 1) 10年債

銘柄	気仙沼市 購入予定額	利率	発行日	条件決定日	償還日	利払日
札幌市令和6年度 第8回公募公債	5億円	1.242%	R7.1.31	R7.1.8	R16.12.20	6/20 12/20
第262回共同発 行市場公募地方債	5億円	1.286%	R7.1.24	R7.1.9	R17.1.25	8/25 2/25

##### 2) 5年債

銘柄	気仙沼市 購入予定額	利率	発行日	条件決定日	償還日	利払日
仙台市令和6年度 第3回公募公債	10億円	0.912%	R7.1.29	R7.1.10	R12.1.29	7/29 1/29

注1 債券購入の際、仲介する金融機関等への仲介手数料は発生せず、購入代金のみ支払う。

注2 債券の利率は条件決定日に決定する。なお、利息は半年ごとに市の口座に振り込まれ、利払日は銘柄により異なる。

注3 債券を満期償還時まで保有せず中途売却した場合、売却時の時価で評価されるため、リスク回避のため原則満期償還時まで保有する。

#### ⑤債券運用に係る利息収入について

今回の債券購入に係る利息収入は条例の規定により運用した基金に積み立てる。

なお、今後補助金を市営住宅基金に積み立てするとき、利息収入相当額を控除し一般財源とする。

### (2) 令和7年度以降の基金債券運用について

基金残高を勘案し適切な範囲内で新たな債券運用を進めていく。

なお、基金の債券運用状況については、決算時に「財産に関する調書」において議会及び市民にお知らせする。

## 気仙沼市各種基金に係る債券運用指針

### 1 趣旨

この指針は、一般会計と特別会計に属する市が保有する取崩型基金に関して、确实かつ効率的に運用を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）並びに市の各基金条例、財務規則（平成 18 年規則第 36 号）に定めるもののほか、債券運用に必要な事項を定める。

### 2 債券運用の原則

市長は、債券運用に際しては、第一に元本を損なわないよう安全性を重視し、第二に、流動性を保つこととする。

このことを踏まえ、以下の原則により債券運用するものとする。

#### (1) 債券の種類

日本国内で発行される債券のうち、国債、地方自治体が発行する地方債、その他政府機関が発行する政府保証債（以下「公共債」という。）を購入することを原則とする。

#### (2) 債券運用の方法

公共債を、満期償還時まで保有することを原則とする。ただし次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

①資金需要又は基金の目的に従い基金を処分するとき

②保有する公共債を売却し新たに公共債を購入することが有利であると認められるとき

#### (3) 債券運用期間の上限

運用期間は、最長 20 年を上限とする。

#### (4) 債券運用期間の分散

金利変動リスクを平準化するため、公共債の運用期間を分散し、償還時期が重ならないように留意する。

### 3 運用方針の決定

市長は、債券運用及び管理に関しては、毎年度、基金の設置目的を達成するための財源に充てる金額の見込みを立てたうえで、市の財政状況及び社会情勢に応じ運用方針を定めるものとする。なお、運用方針には、基金所管課、財政課、会計課により協議を行い、運用対象基金や当該年度の債券運用額、及び運用対象債券の期間や種類を定めるものとする。

### 4 債券の購入価格

2の(1)において購入する公共債は、取得価格が額面価格又は同等以下の債券を原則とする。ただし、取得価格が額面価格を上回る場合は、満期償還時までの受取利

息が取得価格と償還価格の差額を上回る場合に限り購入できるものとする。

## 5 債券の購入方法

公共債の購入方法は、県内に本支店を置く銀行、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、保険会社、証券会社（以下「金融機関等」という。）を2社以上選定する引合方式又は相対取引により購入することとする。ただし、債券発行機関から直接購入する場合はこの限りでない。

## 6 債券購入後の管理

- (1) 会計管理者は、基金債券運用台帳を整備する。
- (2) 市長は、議会へ毎年度「財産に関する調書」において債券運用額の報告を行う。

## 7 基金債券運用台帳

会計管理者は、6（1）で定める基金債券運用台帳を整備する。公共債の購入時、中途売却等取引時、満期償還時それぞれ下記に掲げる事項を記録する。

- (1) 購入時  
購入債券の名称・購入日及び購入価格・利率・運用予定期間・満期償還日・金融機関等
- (2) 運用中  
受取利息の額
- (3) 中途売却等取引時  
売却債券の名称・売却日及び売却価格・売却までの運用期間・売却理由・金融機関等
- (4) 満期償還時  
購入債券の名称・満期償還日及び償還価格・利率・確定運用期間

## 8 施行期日等

この指針は、令和6年9月30日から施行する。

(参考)

各種基金に関する一覧

基金名	各年度末残高(単位:円)			「有価証券に代えることができる」の規定	運営形態
	R3年度末現在高	R4年度末現在高	R5年度末現在高		
1.財政調整基金	13,489,705,608	12,189,960,162	9,710,132,717	あり	取崩型
2.減債基金	4,214,953	4,215,036	4,215,119		取崩型
3.庁舎建設基金	841,275,753	820,880,915	852,429,029	あり	取崩型 ※3
4.地域振興基金	1,561,081,288	1,522,342,288	1,446,137,288	あり	取崩型
5.国際交流等推進事業基金	4,014,588	3,190,588	2,105,588		取崩型
6.社会福祉基金	11,413,074	12,312,244	10,522,489	あり	取崩型
7.森林の基金	5,664,821	3,164,933	3,164,995		取崩型
8.田園文化創造基金	4,541,472	4,541,562	2,541,650		取崩型
9.新城沖地区整備基金	3,559,287	3,559,358	3,559,428		取崩型 ※4
10.教育施設整備基金	424,189	640,608	942,282	あり	取崩型
11.本吉地域学校林基金	14,165,294	14,165,577	8,227,857	あり	取崩型
12.繁殖和牛導入資金貸付基金	33,140,325	33,980,700	33,981,074		運用型
13.奨学資金貸付基金	82,144,341	85,872,758	89,207,003	あり	運用型
14.国民健康保険事業基金	672,034,763	543,142,615	347,543,787		取崩型
15.介護保険事業基金	612,818,426	581,488,434	672,947,542	あり	取崩型
16.医学生等奨学資金貸付基金	10,055,345	4,055,423	1,055,452		取崩型
17.東日本大震災復興基金	683,146,637	481,649,149	462,462,797		取崩型
18.東日本大震災復興支援寄附基金	58,394,891	12,368,405	18,750,985		取崩型
19.復興記念事業基金	3,222,463	—	—		取崩型 ※1
20.県営土地改良事業基金	20,012,400	0	0		取崩型 ※2
21.市営住宅基金	5,142,492,671	5,142,595,519	7,805,540,088	あり	取崩型
22.森林環境譲与税基金	64,528,626	95,991,916	87,157,814	あり	取崩型 ※3
23.ふるさと応援基金	—	1,431,251,000	4,989,184,543	あり	取崩型 ※3
合計	23,322,051,215	22,991,369,190	26,551,809,527		

網掛け:定期預金で管理している取崩型基金で、条例上「有価証券に代えることができる」規定がある基金

R5年度末現在高 25,583,221,649 円

※1 令和4年10月1日基金廃止

※2 令和6年4月1日基金廃止

※3 「有価証券に代えることができる」の規定があるが、基金の目的にかんがみ債券運用はしない方針

※4 基金目的による全額取り崩しのため廃止予定

(参考) 21.市営住宅基金の現在高(R7.1.10現在)

10,391,644,782 円